

○浦安市少年の広場の設置及び管理に関する要綱

平成21年1月20日

告示第14号

(目的)

第1条 本市は、主に青少年の野外活動及び団体活動を通じて、青少年の健全な育成を図るため、浦安市少年の広場（以下「少年の広場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 少年の広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
浦安市少年の広場	浦安市今川三丁目5番1377

(利用時間)

第3条 少年の広場の利用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 宿泊で利用する場合 利用を開始する日の午前9時から利用を終了する日の午前9時まで
- (2) 宿泊以外で利用する場合 午前9時から午後5時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、利用時間を変更することができる。

(宿泊の制限)

第4条 少年の広場は、継続して2泊を超えて宿泊することができない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用することができるもの)

第5条 少年の広場を利用することができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 本市に居住し、又は市内の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定による学校をいう。）に通学し、若しくは市内の事業所に通勤する19歳未満の者及びその関係者
- (2) 青少年の健全育成に関する活動を実施するもの
- (3) その他市長が特に認めるもの

(利用の承諾等)

第6条 少年の広場を利用しようとするものは、市長の承諾を受けなければならない。

- 2 前項の承諾を受けようとするものは、利用しようとする日の90日前から3日前（その日が浦安市の休日を定める条例（平成元年条例第14号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い市の休日でない日）までに、浦安市少年の広場利用申込書（別記第1号様式）により、当該申込書に記載された同意事項に同意した上で、市長に申し込まなければならない。

3 市長は、少年の広場の利用を承諾するときは、浦安市少年の広場利用承諾書（別記第2号様式）を申込者に交付するものとする。

4 市長は、第1項の規定により承諾をする場合において、少年の広場の管理上必要があると認めるときは、あらかじめ申込者の同意を得て、条件を付することができる。

（利用承諾の順位）

第7条 前条第1項の規定による承諾は、申込順位によりこれを行う。この場合において、7月21日（その日が、日曜日の場合にあつては7月20日、月曜日の場合にあつては7月19日、火曜日の場合にあつては7月18日）から8月31日（その日が、金曜日の場合にあつては9月2日、土曜日の場合にあつては9月1日）までの利用に係る承諾については、当該年の4月22日から5月10日までに申込みのあったものについて抽選により申込順位を決定するものとする。

（利用の不承諾）

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、少年の広場の利用を承諾してはならない。

(1) その利用が、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) その利用が、少年の広場の設置の目的に反すると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。

(4) その他少年の広場の管理上支障があると認められるとき。

（損害賠償）

第9条 少年の広場を利用するものは、施設等をき損し、汚損し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、少年の広場の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。